

「女性のための生きることサポート相談事業」企画提案募集要項

1 趣旨

令和5年に兵庫県自殺対策計画の中間見直しを実施し、9つの分野から4つの重点施策分野を設定し、その一つに女性の自殺対策の推進をあげている。自殺に追い込まれる要因は労働問題、経済問題、家庭問題や健康問題など多岐にわたり、複数の要因が重なり追い込まれた末の自死である。女性の自殺の背景には、経済生活問題や勤務問題、DV被害や育児の悩み、介護疲れや精神疾患など様々な問題が潜んでいる。近年の女性の自殺リスクの高まりに対応するため、女性が抱える生活上の悩みや就労に向けたアドバイスや医師等の専門家によるメンタルヘルスにも対応した相談窓口を設置し、相談支援体制を整えることを目的とした「女性のための生きることサポート相談事業」（以下「業務」という。）を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 業務委託の対象者

業務を委託するための企画提案プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体（個人を除く）であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 県内に事業拠点となる事務所を置き、県内において女性相談支援を実施していること。
- (3) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (4) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（6（3）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 兵庫県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 業務要件

委託仕様書に沿って応募者自らが企画する業務であって、県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、委託期間終了日までに委託事業者から何らの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和10年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

5 事業費

上限10,000,000円/年（消費税及び地方消費税を含む。）

- ・令和7年度事業費については、予算可決前であるため、県議会において対象となる事業に係る予算が議決され、その予算が執行可能となることを本プロポーザルの成立条件とする。
- ・令和8年度以降の事業費は、予算措置状況を踏まえて年度ごとに決定することとし、予算措置が承認されない場合は、当該事業を実施しない。予算が縮小されるなどの事態が生じた場合は、県と委託事業者との間で、事業内容の変更等について協議するものとする。
- ・契約保証金については、兵庫県財務規則第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社の履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合は、全部又は一部を免除する。
- ・委託費の支払いについては、前金払い可とする。

6 企画提案に係る手続

(1) 募集要項の配布及び応募図書の提出

令和7年2月7日（金）から同年2月20日（木）午後5時まで（正午～午後1時を除く）

※土日祝日を除く

ア 配布方法

募集要項は、県ホームページからのダウンロードまたは事務局（兵庫県福祉部障害福祉課）における配布とする。事務局における配布は午前9時から午後5時までとし、土日祝日は除く。

イ 提出方法

応募図書は、あらかじめ事務局に連絡した上で、原則として事務局に持参して提出すること。郵送による場合には、事務局に連絡した上で、令和7年2月20日（木）午後5時必着で書留郵便など配達記録が残る方法により提出すること。

(2) 募集要項等に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和7年2月7日（金）から同年2月13日（木） 各日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

電子メールにより事務局に提出すること。

※メールのタイトルは「**【質問】女性相談プロポーザル**」と記載すること。

ウ 回答方法

質問及び回答内容は、一覧表にまとめ、令和7年2月17日（月）までに原則メールにより回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、募集要項を配布した全ての者に対して回答の内容を連絡する。

(3) 提出書類

この募集要項のほか、委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、提出すること。（※各8部）

ア 応募申請書（様式1）

イ 提案者概要（様式2）

ウ 企画提案書（様式3）

エ 経費積算見積書（様式4）

オ その他提案内容を説明する書類（提出任意）

カ 添付書類

(ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類（様式2関連、提出任意）

(イ) 定款又は寄附行為（法人格を有していない場合は規約等これに類する書類）

(ウ) 登記簿謄本（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の

氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3ヵ月以内のもの）

(エ) 納税証明書その3（提出の日において発行から3ヵ月以内のもの）

(4) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(5) 応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(6) 応募図書の取り扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

7 審査

(1) 審査の方法

企画提案審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対し、個別に内容の確認や追加書類の提出依頼、ヒアリング等を行う場合がある。

ア 実施体制 業務の実施体制、ノウハウ及び実績、関係団体等との協力関係の見込み等

イ 運営方針 運営方針や事業の考え方等

ウ その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫等

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

8 業務の内容等

(1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

(2) 選定業務者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び委託仕様書に従うこと。

(3) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

(4) 本業務により制作される成果物等の著作権、所有権は、全て県に帰属するものとする。

(5) 選定業務者は、事業実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

(6) 選定業務者は、個人情報保護に関する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱うこと。

(7) 選定業務者は、当該委託契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないこと。

9 事務局

兵庫県福祉部障害福祉課 中嶋

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁1号館3階）

電話 078-341-7711（内線3091） F A X 078-362-3911

電子メール shougaika@pref.hyogo.lg.jp